

高等教育機関に求められる合理的配慮

高橋知音

1. はじめに

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（差別解消法）」の施行により合理的配慮の提供が義務づけられ、高等教育機関における合理的配慮についての説明、紹介も多く目にするようになった。本稿では、合理的配慮の概念および制度的背景について紹介するとともに、合理的配慮の決定過程での留意事項をまとめる。紙幅の関係もあるので、具体的に大学で個々の学生にどう配慮を提供するかといった実践的な内容は他の資料を参考にしてほしい。

2. 国内における制度的背景

大学における合理的配慮の提供義務は差別解消法によって定められている。そこでは障害者に対する不当な差別的取扱いと、合理的配慮の不提供を差別と規定している。行政機関等は合理的配慮の提供を法的義務とされているのに対し、民間事業者では努力義務になっている。大学で言えば、国公立大学は法的義務を負うが、私立大学は努力義務である。

この法律の制定は、国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准するための国内法の整備の一環として行われた。法律で規定された差別の解消を実現するために、どのような考え方で施策をどう実施していくかをまとめたのが、内閣府が示した「基本方針」である。ここでは、

法律に関する基本的考え方に加え、行政機関等と事業者が、それぞれどのような措置を講じる必要があるかを定めている。また、差別解消法では、行政機関等において、職員がどのように差別の解消を実現するかを、職員が遵守すべき服務規律の一環として定めることが求められている。それが「対応要領」である。対応要領は各省庁が独自に定めるのに加え、国立大学法人は法人ごとに対応要領を作成することが義務づけられた。事業者である私立大学は、差別解消に関してどのように事業を進めるべきか、文部科学大臣が作成する「対応指針」を判断のよりどころとすることになる。

法的義務と努力義務では実際にどの程度やるべきことが異なるのかという点は、私立大学関係者にとっては気になる点であると思われる。それについては、対応指針に「関係事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれる」とある。指針に沿って「自主的な取り組み」が期待されているが、「事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合」、文部科学大臣は関係事業者に対し報告を求め、または助言、指導もしくは勧告をすることができる。指導を受けるような事案が発生すればマイナス面で社会的に注目を集めることになるであろうし、私立大学でも合理的配慮を提供するのが原則と考えた方が良さそう。

合理的配慮の具体例としてはどのようなものがあるのか、どのように学内の体制を整えていくべきかについては、内閣府基本方針、対応要領、対応指針だけでは十分ではない。これらに加え、2012年に出された「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ：以下、文科省検討会報告）」も参考になる。こちらは、実際に高等教育機関で障害学生支援を実践している教職員も含めた委員が議論を重ねてまとめたこともあり、高等教育機関の環境に即した、具体的対応が示されている。

3. 合理的配慮の定義

合理的配慮は、権利条約第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

この定義に従えば、合理的配慮の本質は「変更・調整 (modification and adjustment)」である。合理的配慮は "reasonable accommodation" の訳であるが、日本語で「配慮」と言うと、「気遣い」「気配り」といった意味にとらえられやすく、accommodation 本来の意味が伝わりにくい。「配慮」とは「変更・調整」を行うことだ、という補足説明を常にしていくのが良いだろう。

4. 合理的配慮の決定

合理的配慮における変更・調整は、社会的障壁の除去を意味する。一般的なやり方、たとえば、試験は紙と鉛筆で行うという方法では視覚障害のある人が問題を読めないという状況においては、「試験を紙と鉛筆で行う」という制度が「障壁」である。この障壁を取り除く一つの方法は、試験問題の音声提示であり、別の方法としては点字による提示もあるだろう。このように、やり方を変え

ることで、機能障害のある人も、障害がない人と同様に活動への参加が可能になる、この例のように、合理的配慮を実現する方法は一つではない。利用者側は自分にとってもっともやりやすい変更・調整を求め、提供する側は提供のしやすさ、コストの低さも考慮するだろう。大学であれば、学生と教職員が建設的話し合いをしながら、最適な方法を見つけていくことになる。

ただし、こうした変更・調整は、あらゆる状況で義務づけられるわけではない。「過度な負担」を伴う場合、その変更・調整は合理的配慮とは言えなくなる。この「過度な負担」の基準は明確に示されていない。過度な負担かどうかは、大学の財務状況にも影響を受ける。予算規模が大きい大学と小さい大学では、同じ変更・調整でも、相対的に負担の大きさが異なってくる。ただし、文部科学省の対応指針を見る限り、財政負担を理由に安易に学生からの要望を断ることはできなさそうである。

合理的配慮の決定に関し、提供の前提条件についてもふれておく。合理的配慮の条件として、「障害者」が「意思の表明」をすることが必要である。配慮を求める人は、障害者基本法で定義づけられた「障害者」であるということを示さなければならない。ただし、医学的な診断が合理的配慮の必要条件とは言い切れない。文科省検討会報告では、大学が根拠資料を求めることができるとしているが、その具体的な例として診断書、障害者手帳に加え、「心理検査の結果、学内外の専門家の所見、高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等」があげられている。日本では、発達障害の「診断」は医師でなければできないが、たとえば「LDの判定」は教育領域でもできる。信頼性、妥当性のある検査によって機能障害が示され、それによって大学生活が制限を受ける状態になっていれば、合理的配慮の対象となりうるだろう。対象者をどのように認定するかは、各大学がルールを定めることになる。

もう一つの前提条件である「意思の表明」も、機能障害によってうまくできない場合がある。とりわけ、自閉スペクトラム症のある人にとっては、

他者に自分の状態を伝える困難さから、意思の表明が難しい場合もある。そのような場合は、意思の表明のプロセスも支援することが文科省検討会の報告書で求められている。具体的には、「障害のため学生が単独で大学等との意思疎通を行うことが困難な場合があることなどにも留意し、必要に応じ、障害に関する専門家の同席を促したり、学内外のリソースや支援に関する情報を整理して学生に示す」ことなどが期待されている。

5. 合理的配慮に関わる課題

最後に、合理的配慮の提供にあたっての、今後の検討課題について述べる。

まず、合理的配慮の妥当性を検討するための客観的指標が十分でないことがあげられる。ASDについては、近年標準化された検査の日本語版が出版されている。また、ADHDに関する質問紙も開発されている。しかし、読み書きの課題はまだない。読み書きは、大学での学修の基盤となるスキルであり、その部分に機能障害が見られれば、大学生活は困難になる。現在、筆者は明星大学の発達支援研究センタースタッフと共同で、読み書き課題の開発中である。これが、将来読み書きに困難がある大学生の合理的配慮提供の根拠となることが期待される。

もう一つの課題として、合意形成が困難なケースへの対応をあげておく。学生の求める配慮と大学が提供可能な変更・調整がうまく折り合えない場合の調整機関のあり方などは、今後検討が必要である。合意が難しいケースの中には、そもそも学生の求める配慮が妥当なのか、判断が難しいという場合も含まれる。それについては、一つ目の課題とリンクした問題とすることができる。支援担当者が困難事例についての情報を共有する中で、妥当性判断のあり方について議論を深めていくことが求められる。

高橋知音 (たかはし ともね)
信州大学学術研究院 (教育学系) 教授